

大学設置認可に関する基礎資料

平成21年5月20日
文 部 科 学 省

目次

(設置認可制度、大学設置・学校法人審議会)

1. 大学の設置認可制度について	1
2. 大学設置・学校法人審議会機構図	3
3. 大学設置・学校法人審議会委員名簿	4
4. 専門委員会の構成について	5
5. 審査スケジュール	6

(規制緩和関連)

6. これまでの大学設置審認可制度に係る規制緩和の例	8
7. 大学設置認可における量的規制撤廃の経緯	9
8. 設置審査の準則化について	10
9. 学部等の届出設置について	12
10. 大学等の認可・届出事項	13
11. 学位の種類及び分野の変更等に関する基準(抄)	14
12. 学校法人における校地・校舎の自己所有要件について	15

(設置後のフォローアップ)

13. 設置計画履行状況調査について	16
--------------------	----

(質保証に係る制度改善)

14. 質保証の観点から見た設置認可・審査制度の改善例	17
-----------------------------	----

(設置認可基礎データ)

15. 大学の設置認可・届出の総件数	18
16. 過去「不認可」「取下げ」「保留」となった公私立大学等の件数の推移	19
17. 公私立大学新設の申請・認可状況	20

(大学等一覧)

18. 大学院大学一覧	21
19. 株式会社の設置する大学一覧	22
20. 専門職大学院一覧	24

(関連答申等)

21. 学士課程教育の構築にむけて(審議のまとめ) (平成20年3月25日 中央教育審議会大学分科会 制度・教育部会)	28
--	----

22. 我が国の高等教育の将来像(答申) (平成17年1月28日 中央教育審議会)	29
--	----

大学の設置認可制度について

世界に通用する「大学の質」を保証し、学生の利益を守るため、大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項）。また、文部科学大臣がその認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会へ諮問することが必要（同法第95条）。

【認可が必要な組織】

- 大学院（研究科、専攻）
- 大学（学部、学科）
- 短期大学（学科）

【主な審査の観点】

大学設置・学校法人審議会は、大学設置分科会、学校法人分科会において、それぞれ以下の観点を中心に審査。

①大学設置分科会：「大学設置基準」等に基づき、教学面を審査

全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が法令上の目的等に照らし、整合性のあるものとなっているか。
- ・養成する人材像が明確となっており、学生確保の見通しや地域のニーズを十分考慮しているか。

〔教育課程〕

- ・設置の趣旨・目的を達成するために必要な授業科目を開設し、教育課程が体系的に編成されているか。
- ・授業方法（講義、演習、実験等）は、設置の趣旨・目的に適ったものであるか。
- ・単位制度の趣旨に鑑み、必要な学修時間を確保しているか。

〔教員組織〕

- ・設置の趣旨・目的を達成するために必要な教員が配置されているか。
- ・教育上主要と認める授業科目について、専任教員が配置されているか。
- ・教員の年齢が過度に偏っていないか。

〔名称(大学等名、学位名等)、施設・設備、自己点検・評価、FD、その他〕

- ・大学等名は、大学等として適当か。また、教育研究上の目的にふさわしいものか。
- ・校舎等の施設・設備は、基準を満たし、かつ教育研究上支障がないものとなっているか。

※その他、実習がある場合（看護学部、教育学部等）は、実習計画、実習施設・設備等について、通信教育課程の場合は、通信教育を行う体制等について審査。

教員審査

- ・当該教員の教育研究業績から見て、当該科目を担当することができるか。
- ・当該教員の教育研究業績から見て、当該職位が適切であるか。
- ・当該教員の他の職務の従事状況、年齢、当該大学への勤務日数等から見て、専任教員として適切か。

②学校法人分科会：「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」等に基づき、財政計画・管理運営等について審査

【設置の趣旨等】

- ・学生確保の見通しや卒業(修了)後の進路見通し等が十分に説明されているか。

【管理運営】

- ・理事会、評議員会の運営、選任方法、幹事の監査、財務情報公開等は適切か。

【事務処理状況】

- ・諸規定の整備、登記や届出、寄付金等の募集等は適切に行われているか。

【財務状況】

- ・予算計画や過去の財務状況、負債率等は、大学等を運営していくにあたって支障がないか。

【設置経費・財源の状況】

- ・新たに大学等を運営していくにあたっての十分な経費等が確保されているか。

【その他】

- ・既設校の定員超過・定員未充足の状況、収益事業の状況、情報公開の状況等は、大学等を運営していくにあたって支障がないか。

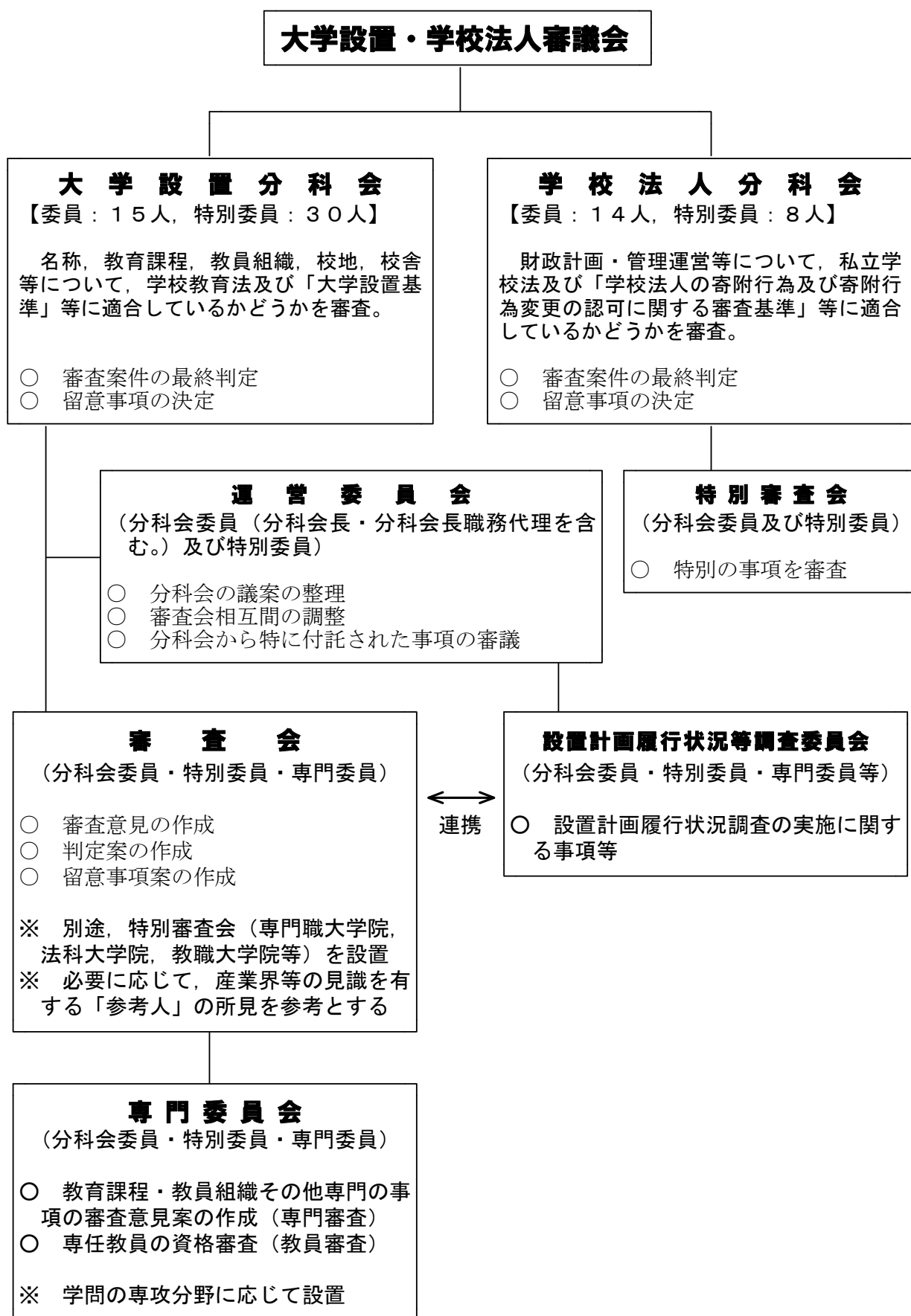
【設置認可までの流れ】

- ①設置認可の申請（大学新設：3月末、学部等設置：5月末）
- ②申請後、文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会から答申。文部科学大臣は答申を踏まえ、認可の可否を決定。

（通常10月末）

※ただし、学部等の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、届出で可能。（学校教育法第4条第2項第1号等）

大学設置・学校法人審議会機構図



大学設置・学校法人審議会委員名簿

任期:平成20年4月1日～平成22年3月31日

(大学設置分科会)

アオキ トシハル 青木 利晴	(株)NTTデータ 相談役
ウエノ ミ 上野 ひろ美	奈良教育大学教授
オノ ショウコ 小野 祥子	東京女子大学教授
コマ アツシ 小間 篤	(独)科学技術振興機構 研究主監
サトウ コウキ 佐藤 弘毅	目白大学長・短期大学部学長
サトウ トヨシ 佐藤 東洋士	桜美林大学長
シバサキ シンゾウ 柴崎 信三	(独)国民生活センター理事
スズキ マモル 鈴木 守	上武大学長
ソダ オサム 祖田 修	福井県立大学長
ドイ ミワコ 土井 美和子	(株)東芝研究開発センター 技監
トリカイ クミコ 鳥飼 玖美子	立教大学大学院教授
○ ナヤ ヒロミ 納谷 廣美	明治大学長
◎ ハッタ エイジ 八田 英二	同志社大学長
モリワキ ミチコ 森脇 道子	自由が丘産能短期大学長
ワシダ キョカズ 鷺田 清一	大阪大学長

(学校法人分科会)

ウラノ ミツド 浦野 光人	(株)ニチレイ代表取締役会長
オオサワ マキコ 大澤 真木子	(学)東京女子医科大学理事・教授
オギノ ミサコ 荻野 美佐子	上智大学総合人間科学部長
オハラ ヨシアキ 小原 芳明	(学)玉川学園理事長・大学長
カワタ テイイチ 河田 悌一	関西大学長
サノ ケイコ 佐野 慶子	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
セキグチ オサム 関口 修	(学)郡山開成学園理事長
タカヤナギ モトアキ 高柳 元明	(学)東北薬科大学理事長・学長
タバタ ヤスコ 田端 泰子	京都橘大学長
ナカ アキオ 中 明夫	(学)大阪成蹊学園理事長
◎ ナガイ カズユキ 永井 和之	中央大学総長・大学長
○ ナカムラ リョウイチ 中村 量一	(学)中村学園理事長
ホリグチ ケンジ 堀口 健治	(学)早稲田大学常任理事・副総長
ミヤザキ ハルコ 宮崎 治子	弁護士

専門委員会の構成について

【専門委員会の構成】

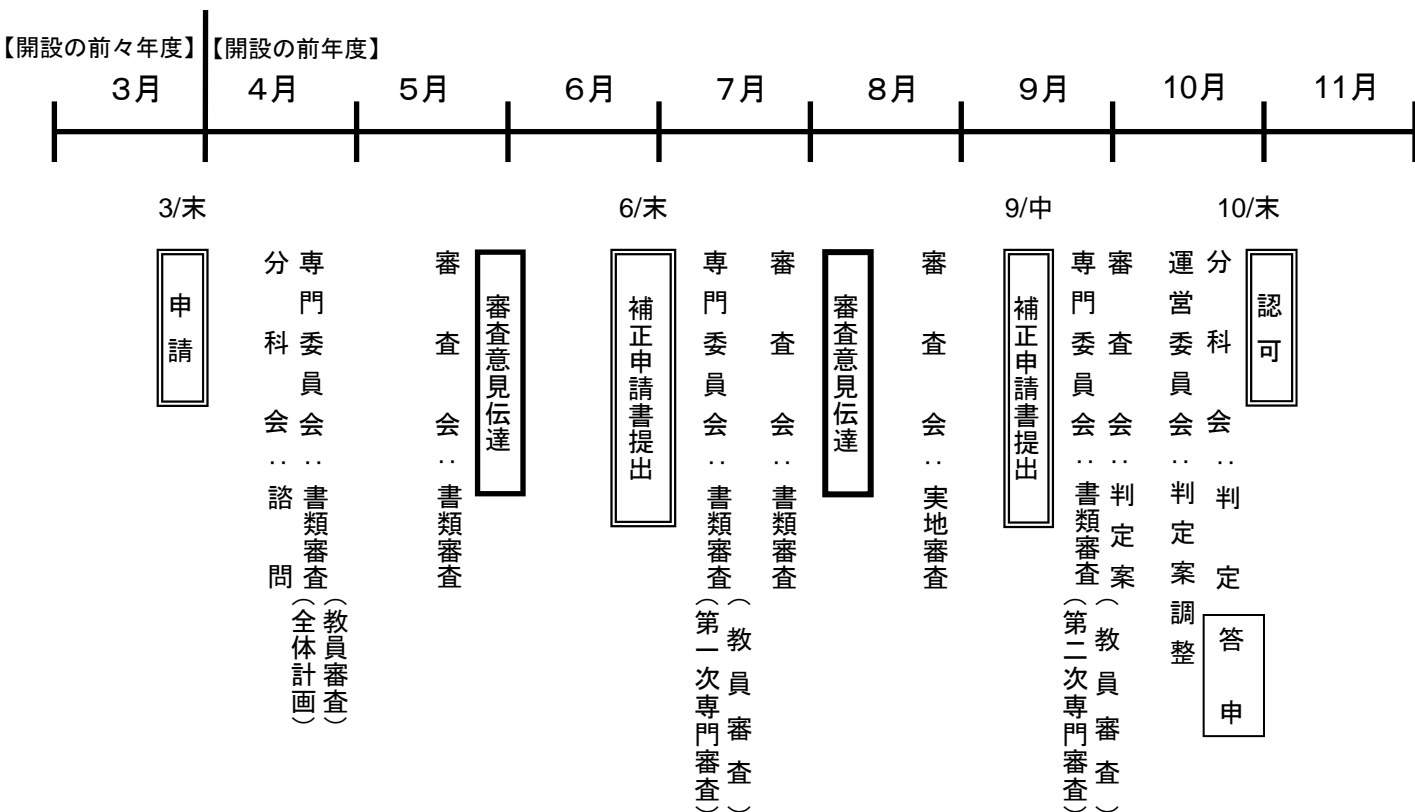
大学設置分科会運営規則第3条の規定に基づき、次に掲げる専門委員会を設置し、所要の調査審議を行う。（総勢約300名）

1. 文学専門委員会
2. 教育学・保育専門委員会
3. 法学専門委員会
4. 経済学専門委員会
5. 社会学専門委員会
6. 社会福祉学専門委員会
7. 理学専門委員会
8. 工学専門委員会
9. 農学専門委員会
10. 獣医学専門委員会
11. 医学専門委員会
12. 歯学専門委員会
13. 薬学専門委員会
14. 家政学専門委員会
15. 美術専門委員会
16. 音楽専門委員会
17. 体育学専門委員会
18. 保健衛生学専門委員会
19. リハビリテーション専門委員会
20. 鍼灸専門委員会
21. 柔道整復専門委員会
22. 情報専門委員会
23. 環境専門委員会
24. 高等専門学校専門委員会
25. 法科大学院専門委員会
26. 教職大学院専門委員会
27. 専門職大学院専門委員会
28. 通信教育専門委員会

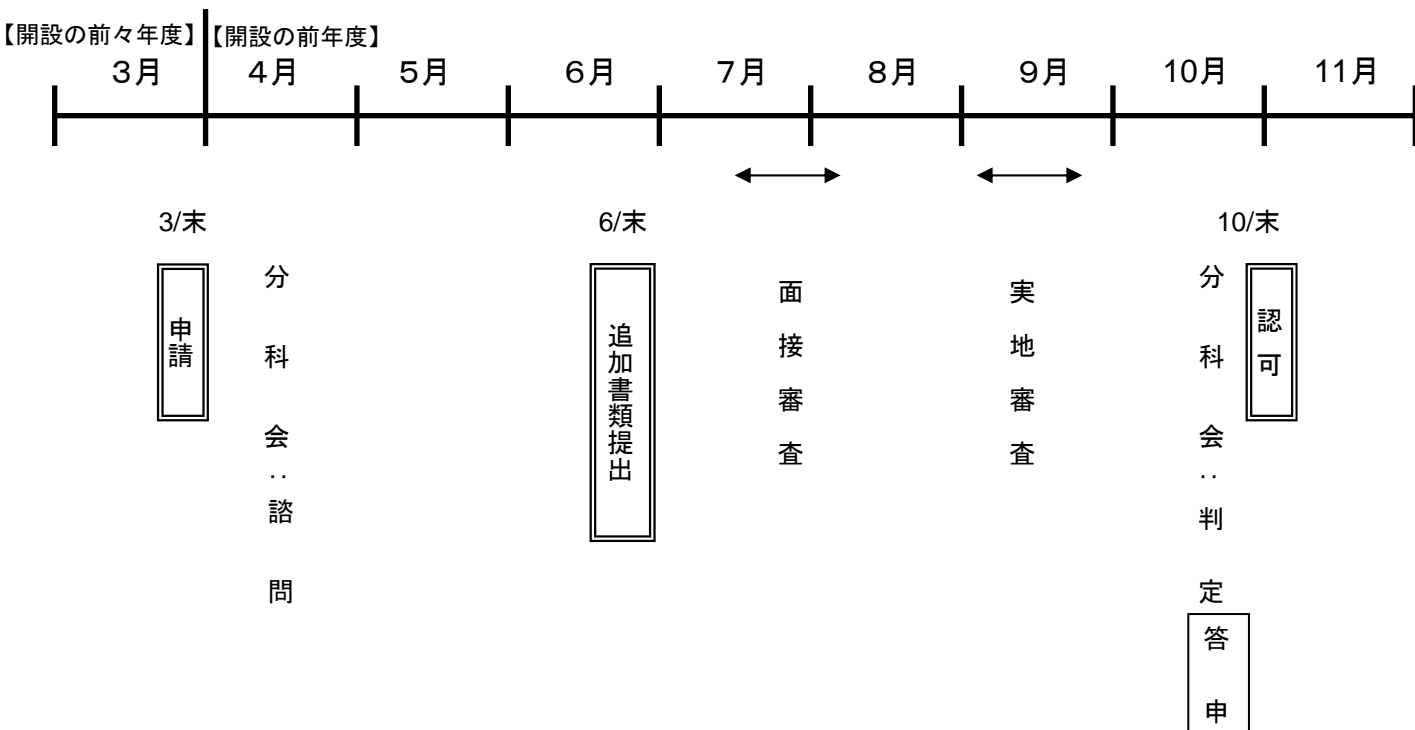
審査スケジュール

— 大学新設の場合 —

○設置認可関係(大学設置分科会)



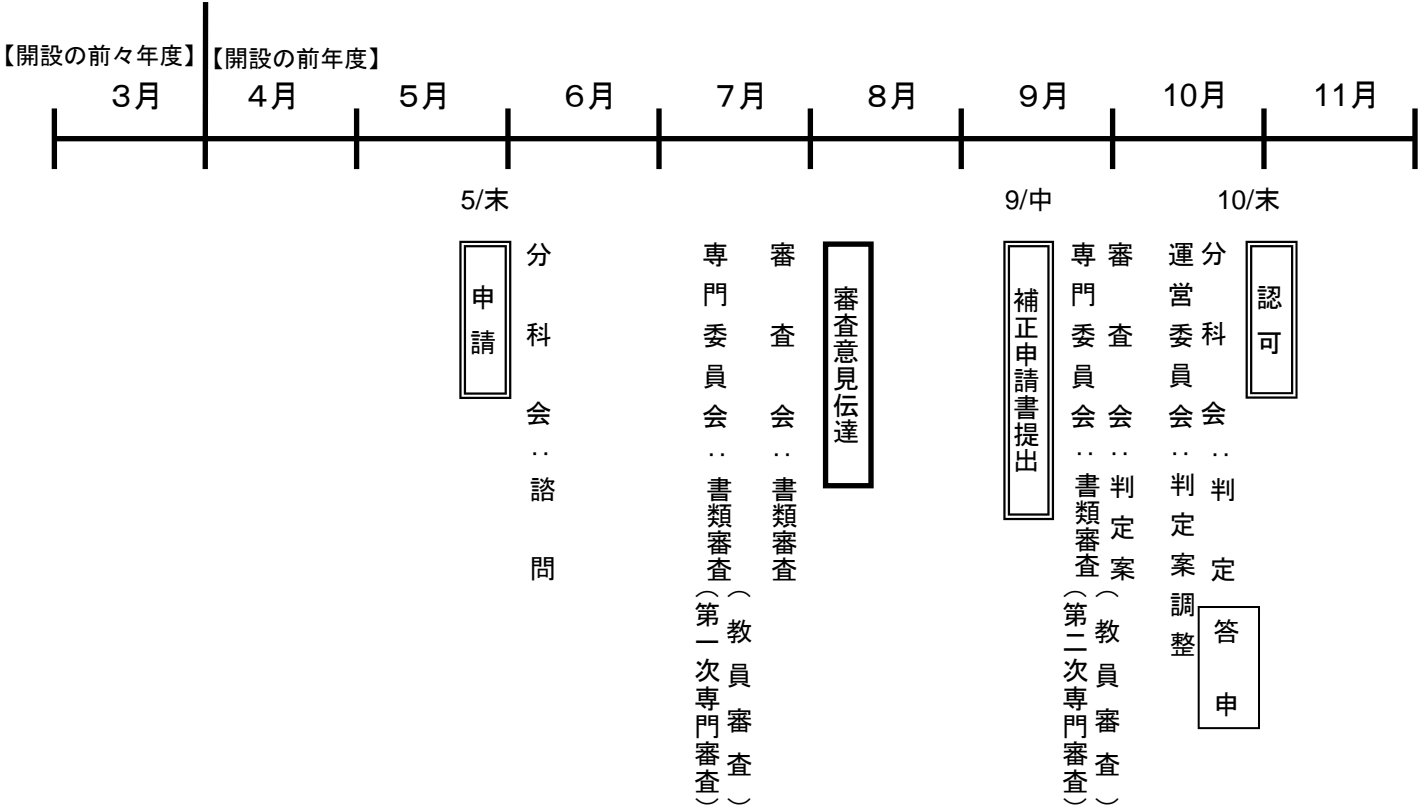
○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



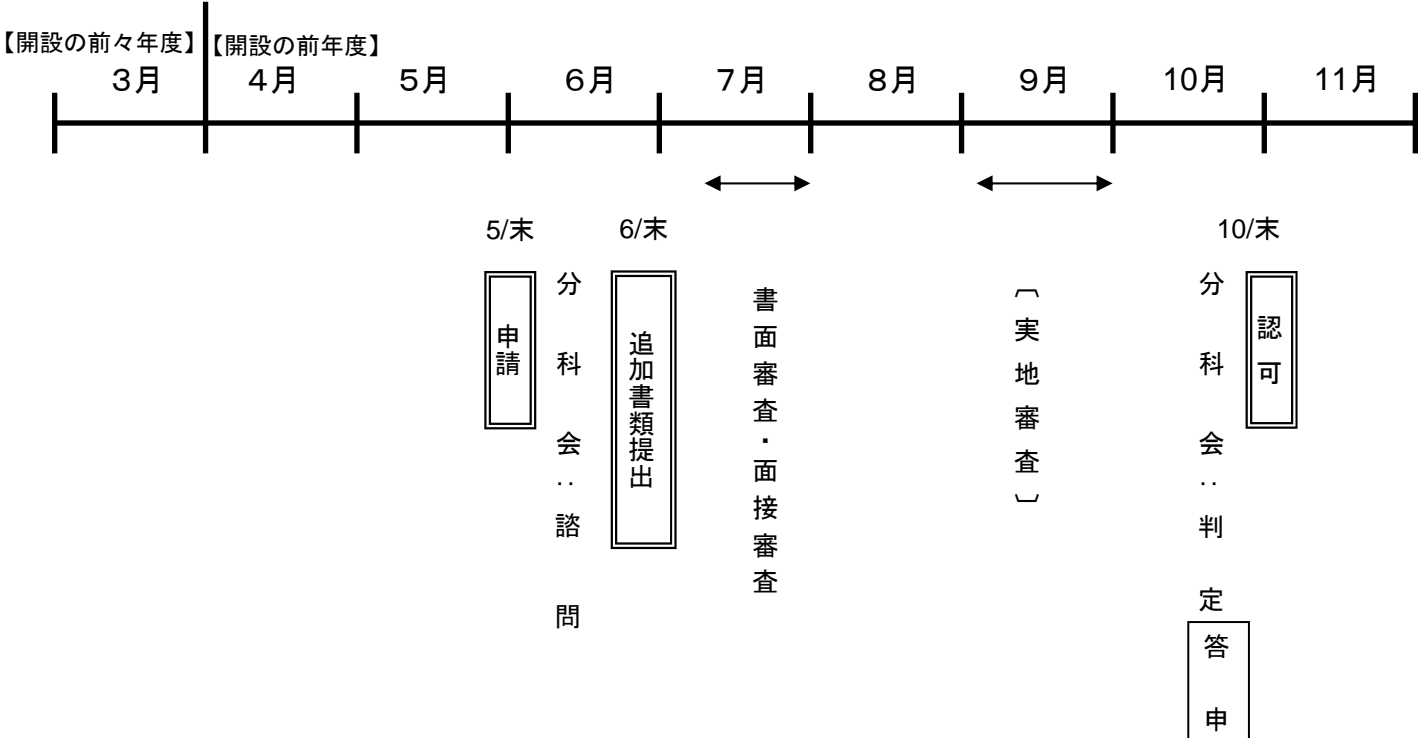
審査スケジュール

— 学部等設置の場合 —

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



これまでの大学設置認可制度に係る規制緩和の例

★印は、構造改革特別区域における特例措置

【平成元年】

○学位・研究業績にかかわらず、社会に広く人材を求める観点から、教員資格を拡大

【平成3年】

○学部の種類の例示を撤廃
○学士・修士・博士の種類を撤廃、専攻分野の名称を自由化
○一般教育・専門教育等の科目区分・必要単位数を撤廃
○一般教育・専門教育等の科目区分ごとの必要教員数を撤廃
○兼任教員比率の上限（専任教員の半数）を撤廃
○図書等の整備の数量基準を撤廃

【平成7年度（審査）】

○審査期間を短縮（（例）大学の 신설 20カ月→15カ月）

【平成10年】

○校地の基準面積を緩和（校舎面積の6倍→校舎面積の3倍）

【平成11年度（審査）】

○兼任・兼任教員の資格審査を廃止

【平成12年】

○校地の自己所有要件の段階的緩和

【平成13年度（審査）】

○審査期間を短縮（（例）大学の 신설 15カ月→8カ月）
○校舎の自己所有要件の段階的緩和

【平成14年】

★校地・校舎の自己所有を要しない特例措置

【平成15年度（審査）】

○学部・研究科等の設置のうち大学の授与する学位の種類・分野が変わらないものを届出化
○総数の増加を伴わない収容定員の変更を届出化
○大学設置・定員増の抑制方針を撤廃
（地域制限：全廃、抑制分野：医師・歯科医師・獣医師・教員・船舶職員のみ）
○準則化により専任教員の要件等に関する審査内規を撤廃
○校地の基準面積を緩和（校舎面積の3倍→定員1人当たり10㎡）
○校地・校舎の自己所有要件の段階的緩和
○審査期間を短縮（（例）大学の 신설 8カ月→7カ月）
★大学の設置主体に株式会社を認める特例措置
（株式会社立大学新設の審査期間の特例：3カ月（平成15年度のみ））
★空地・運動場を不要とする特例措置
★校地面積基準を引き下げる特例措置

【平成17年】

○大学設置・定員増の抑制分野から教員養成を撤廃

【平成18年度（審査）】

○大学院の設置認可にあたって、基礎となる学部の設置後2年経過していることについて定めた規定を撤廃。

【平成19年度（審査）】

○校地・校舎の自己所有要件の緩和

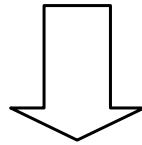
【平成20年度（審査）】

○大学の統合の場合でなくとも、特段の意見等が付されなかった場合は早期認可が可能に

大学設置認可における量的規制撤廃の経緯

<高等教育の計画的整備>

- 高等教育機会の提供については、昭和51年度より逐次計画的な整備を実施。平成5年度以降は18歳人口の急減等を踏まえ、「大学等の新增設及び定員増については原則抑制」とする方針を採用。
- 平成12～16年度を対象とする計画(平成9年1月の大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」)においても、大学等における教育の質の確保を図る観点から、大学等の全体規模について、基本的には抑制的に対応することが適切であるとの考え方。
- これを踏まえて、平成12年度以降の大学等の設置及び定員増に関する認可の審査に当たっては、社会的な必要性の高い特定の分野(例：看護、情報、福祉)を除いて抑制的に対応(いわゆる「抑制方針」)。

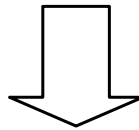


(進学率の上昇と特定の分野を中心とした大学の設置による高等教育の大衆化)

<規制改革の動き>

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月)

- 高等教育における自由な競争環境の整備
 - ・ 大学・学部の設置認可制の見直しと届出制の導入
 - ・ 大学・学部の設置等の認可に対する抑制方針の見直し
 - ・ 第三者による評価認証(アクレディテーション)制度の導入



<中央教育審議会の提言>

答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月)

<量的規制の撤廃>

- 今後は抑制方針を基本的に撤廃することを提言(但し、現在全く新增設等を認可していない医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学・学部等については、引き続き検討)。
↓
- この方針を踏まえて、平成15年度から大学の設置に関する抑制方針を撤廃。

<設置認可の弾力化>

- 大学が主体的・機動的・弾力的に組織改編できるように、設置認可の弾力化を提言。
↓
- この方針を踏まえて、平成15年度から学問分野を大きく変更しない学部等の設置を届出化するとともに、平成16年度より認証機関による第三者評価制度を導入。

※その後、教員養成に係る抑制も撤廃(平成18年度開設分から)



- 設置認可制度の的確な運用
- 自己点検・評価の充実
- 認証機関による第三者評価の充実

設置審査の準則化について

1. 準則化

- 「準則」とは「守るべき規則・ルール」を意味し、「準則化」とは、様々な法的問題点について、適用されるべき基準や解釈を明確に示すこと。
- 大学の設置認可の審査については、学校教育法・大学設置基準等の法令の抽象的な規定を補う形で、大学設置・学校法人審議会の決定・申し合わせといった内規によって基準を定め、逐次整理していた。（審議会の内規は、すべて一般に公表していた。）
- 特に、平成15年の大学設置基準等の改正においては、基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、審議会内規において定めていた審査の基準について、告示以上の法令に規定するとともに、審議会内規をすべて廃止した。
その際、規制緩和の流れを踏まえ、大学の質の確保のため最低限の基準として必要な事項に限定する整理がなされた。

○ 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成13年12月11日)(抄)

第1章 重点6分野について／4 教育／(1) 高等教育における自由な競争環境の整備 ア 大学・学部の設置規制の準則主義化【平成14年度中に措置(検討・結論)】

(略)現在、大学設置基準や大学設置・学校法人審議会審査基準など、様々な形式によって重層的に規定されている基準について、法令レベルでその一覧性を高めるよう整理すべきである。

○ 中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月5日答申)(抄)

第2章 設置認可の在り方の見直し／3 設置審査に係る基準の見直し

現在、大学設置審査の際に適用されている基準は、大学設置基準等の法令のほか、大学設置・学校法人審議会の審査基準や内規など様々な形式によって規定されている。今回、これらの基準が設置審査の最低基準であるとの観点に立って、それぞれの規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに、こうした様々な基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、設置審査に係る基準を原則として告示以上の法令で規定することが必要である。

2. 準則化に対するこれまでの取り組み

- 審査の一般的基準や抑制方針について、総則的な2本の審議会内規（「大学設置審査内規」・「審査の取扱方針」）に統合。（平成3年）
- 「学部設置基準要項」13本を審査の参考資料とすることを廃止。（平成3年）
- 特定の学部・学科別に基準を定めていた申し合わせ45本を廃止。（平成3年）
- 審議会の決定・申し合わせ等が改正された場合に、法令と同様に改正内容と施行を設置者に対して通知。（平成5年～）
- 「設置審査内規」と関連する複数の申し合わせを学部・大学院のそれぞれについて2つの審議会内規（「審査基準要項」・「審査基準要項細則」）に整理。（平成13年）
- 審査の一般的基準に関する内規（「審査基準要項」など6本）及び抑制方針に関する内規（「審査の取扱方針」など4本）など計11本を廃止して、最低限の基準として必要なものに限って大学設置基準や告示などに規定。（平成15年）

3. 平成15年3月1日をもって廃止された内規一覧

- 大学設置審査基準要綱
- 大学院設置審査基準要綱
- 大学院大学の審査基準について
- 大学専攻科及び別科に関する取扱について
- 抑制の例外としての社会人等の定員枠を充足していない場合の取扱について
- 平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針
- 平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針の運用について
- 大学設置審査基準要綱細則
- 大学院設置審査基準要綱細則
- 教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針について
- 臨時的定員に関する平成12年度以降の取扱い方針

3. 廃止された審査基準のうち法令に規定化されなかったものの例

平成15年の準則化によって廃止された審査の基準に係る審議会内規のうち、大学設置基準等に規定化されなかったものに、以下のような例がある。

(※ その後の大学設置基準等の改正により一部規定されたものも含む。)

(1) 教育内容に関するもの

○ 教養教育の実施 (学部)

- ・ 大学設置基準第19条第2項及び短期大学設置基準第5条第2項の規定の趣旨が実現されるよう、教育課程の編成に当たっては一般教養的な教育内容を全部又は一部に含む授業科目を開設する必要がある。

○ 基礎理論教育の実施(大学院)

- ・ 実技関係の分野 (例えば美術、音楽、体育等) に係る専攻の教育課程の編成については、基礎理論関係科目が相当程度考慮されていることを必要とする。

○ 学外実習施設の確保

- ・ 学外実習を実施する場合は、実習施設が教育内容にふさわしい規模、内容を有し、また、実習施設との連携等教育上の配慮や実習計画が適切であるかどうかを判断する。

○ 履修指導・シラバスの配慮

- ・ 教育課程の展開に当たっては、少人数による授業、対話・討論型、双方向的な授業の積極的な導入、十分な履修指導の実施に配慮されているとともに、授業計画の作成等についてもなるべく配慮されているものであること。

(2) 教員組織に関するもの

○ 専任教員の要件

- ・ 次に掲げる者は、基準上専任教員に算入しない。

ア 会社の役員及び職員。ただし、非常勤の者であって、授業及び研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

イ 弁護士、公認会計士、税理士、医師等として専ら業務に従事している者。

ウ 演奏家、作曲家、小説家、評論家及び画家等で、演奏活動等のため、授業及び研究に著しく支障があると認められる者。

エ 専任となろうとする大学と遠隔の地に居住しているため授業及び研究に支障があると認められる者。

オ 専任教員の基本給については特に留意し、特別の場合を除き、余りに少ない場合は専任に疑義ある者とする。

- ・ 専任教員の年齢制限は、別表第1のとおりとする。→表備考1 年齢は満年齢とし、年齢欄に表示した年齢未満を専任教員数算定の対象とする。

(3) 施設・設備に関するもの

○ 学部別地と校舎面積

- ・ 大学の場合は、学部ごとに遠距離に分散しても差し支えない。ただし、学部ごとに大学としての教育に差し支えないだけの施設設備及び教員組織が整備されていることを原則とする。

- ・ 2以上の学部 (短期大学の場合には学科) がある場合で、それらが2以上の団地に学部単位で分散している場合には、個々の団地が基準面積以上 (団地ごとにそのうちの1の学部については第1表により算出) でなければならない。

○ 図書館の閲覧座席数

- ・ 閲覧室については、収容定員の10%以上の座席数が設けられることが望ましい。

○ 通信教育の技術管理

- ・ 通信教育を行う課程については、教育研究のための情報通信機器等の整備について配慮がなされていることが望ましく、また、マルチメディア技術を活用して授業を行う場合等においては、当該システムの管理運営等を行う者が配置されていることが望ましい。

○ 大学院大学の施設

- ・ 校地・校舎の面積は、収容定員に応じ大学設置基準に定める学部等に係る基準に準じて個別審査する。

(4) 教育研究環境に関するもの

○ 教員の研究費

- ・ 教員の研究費、旅費 (海外旅費を含む。)、図書購入費、施設・設備購入費等の教育研究経費については、教育研究の活性化を図る観点から充実していることが必要である。特に、研究費については、一定額 (当面、一人当たりの積算金額が大学30万円、短期大学20万円) 以上措置されており、かつ、十分な共同研究費、在外研究費等が確保されていることが望ましい。また、これらの研究費について、適切な配分方法が確立していることが必要である。

(5) 管理運営に関するもの

○ 教学面の学内規定

- ・ 大学又は短期大学としてふさわしい管理運営が行われるため、教員の人事に関する規定、教授会等の組織に関する規定等の学内諸規定が十分に整備されていること。

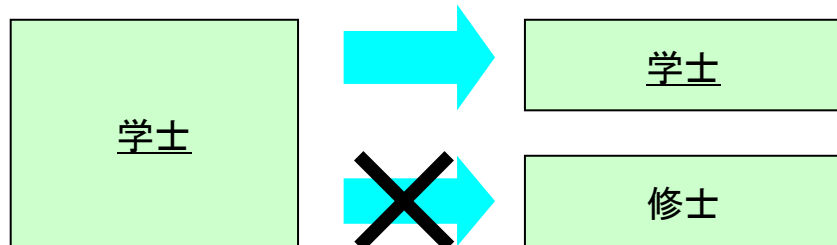
学部等の届出設置について

新たに学部等を設置するにあたり、当該大学が授与する学位の種類、分野の変更を伴わないものは、認可を要せず文部科学大臣にあらかじめ届け出ることによって設置することが可能。

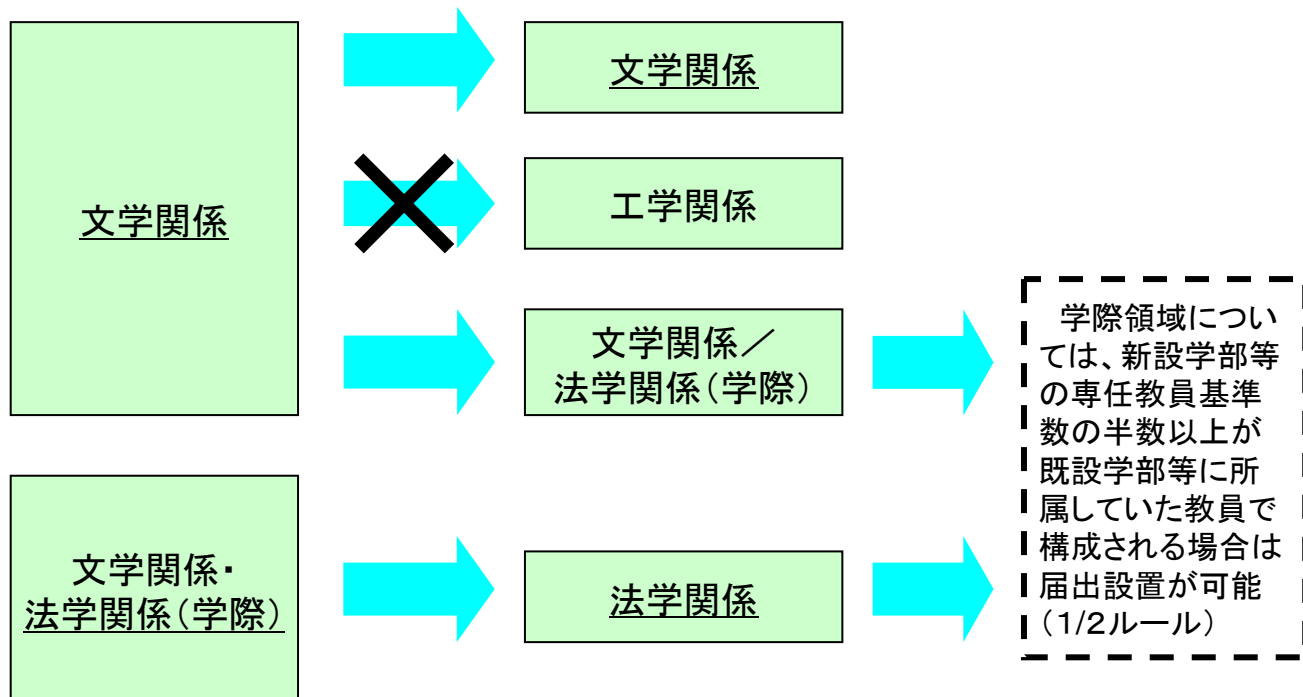
(学校教育法第4条第2項、同法施行令第23条第2)

また、学位の分野が学際融合分野に係る学部等の設置も、一定条件のもとに届出による設置が可能。(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(文部科学省告示第39号))

1. 学位の種類に変更がないとは



2. 学位の分野に変更がないとは



3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は、認可や届出といった設置手続きに関わらず「社会に対する「約束」であることから、新しい学部等を設置する場合は、教育課程、教員組織、施設・設備等の計画について、学内で十分に検討し確定した内容で届出をすることが求められる。

大学等の認可・届出事項

事 項		改正前	改正後（平成16年度開設以降）	
学校（+大学院）の設置・廃止		認可	認可	
設置者の変更		認可	認可	
学部，研究科，短大学科の設置		認可	届出／認可	
学部，研究科，短大学科の廃止		認可	届出	
学科等の設置	学部の学科の設置	公立	届出	
		私立	届出／認可	
	研究科の専攻の設置			認可
	専攻の課程の変更（修→博など）			認可
通信教育の開設		認可		
学科等の廃止	学部の学科の廃止	公立	届出	
		私立		認可
	研究科の専攻の廃止			届出
	通信教育の廃止			認可
収容定員の変更		公立	届出	
		私立	届出／認可	

※「届出／認可」について

「設置」：当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴う場合に認可

「収容定員の変更」：大学全体の収容定員が増加する場合に認可

学位の種類及び分野の変更等に関する基準（抄）

別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位（法務博士（専門職）及び教育修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、設置等又は開設に係る学部等の教員数(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。)の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

学校法人における校地・校舎の自己所有要件について

		大学、短期大学、高等専門学校		
		大学等の設置	学部・学科の設置	大学院・研究科の設置
校地	国、地方公共団体からの借用	○	○	○
	民間からの借用	(原則) 20年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	(原則) 20年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	(原則) 10年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証
校舎	国、地方公共団体からの借用	○	○	○
	民間からの借用	(原則) 20年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	(原則) 20年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	(原則) 10年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証

		大学院大学	サテライト施設
校地	国、地方公共団体からの借用	○	規定なし
	民間からの借用	(原則) 10年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	
校舎	国、地方公共団体からの借用	○	○
	民間からの借用	(原則) 10年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	(修業年限に相当する年数以上の使用保証)

※ 規制改革・民間開放推進計画（平成18年3月31日閣議決定）に基づき、平成19年度審査より、校地・校舎の自己所有要件を緩和し、全部借用を認めることとした。

設置計画履行状況調査について

1. 目的

- 大学等の設置認可後、設置認可時の留意事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況などの設置計画の履行状況等について報告を求め、確実に履行されているかを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施。

2. 根拠

- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）
（平成18年3月31日 文部科学省令第12号）

（履行状況についての報告等）

- 第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

3. 調査の付託先委員会

- 設置計画履行状況等調査委員会
（※法科大学院：法科大学院特別審査会、※教職大学院：教職大学院特別審査会）

4. 調査方法

- 各大学から提出された『設置計画履行状況報告書』等に基づき、悉皆の「書面調査」を行った上、必要に応じ、「面接調査」又は「実地調査」を実施。

【平成20年度実績】

書面調査338件、面接調査32件、実地調査44件

（届出設置（試行）：書面審査12件、面接調査2件、実地調査10件）

※法科大学院：書面調査29件、面接調査10件

※教職大学院：書面調査19件、実地調査19件

5. 調査の結果

- 調査結果については、大学設置・学校法人審議会（設置計画履行状況等調査委員会、法科大学院特別審査会、教職特別審査会）に報告し、審議会において審議の上、留意事項を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表。

【平成20年度実績】

留意事項を付した件数 102件

（法科大学院：留意事項18件、教職大学院17件）

※件数は既設学部等の入学定員の超過に関するもののみを除く。

※届出設置（試行）については当該大学にのみ通知。

質保証の観点から見た設置認可・審査制度の改善例

【平成18年度】

- 大学院大学（専門職大学院大学を含む）の新設に関する審査期間の確保
6月末申請 → 4月末申請
- 告示に位置づけられていた設置計画履行状況等調査を省令上明確化、新たに届出も対象に
- 設置の申請・届出における虚偽等の不正行為を行った設置者に対する厳格な対処
 - ・法令違反状態への是正措置の適用
 - ・私学助成の不正受給に係る返還の未履行（平成19年度改正により削除）
 - ・認可・届出に係る設置計画の履行状況が著しく不適當などに係る法人からの申請は認可しないこととした
- 新設された大学の情報公開を義務化（名称、位置、留意事項等）

【平成19年度】

- 学部、学科又は課程ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとした
- 2以上の校地において教育を行う場合の教員の配置及び施設・設備の整備について規定。
- 成績評価基準等を、学生に対しあらかじめ明示することについて規定
- ファカルティ・ディベロップメントを義務化（大学院のみ平成18年に改正）
- 大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該大学の専用であることが原則であることを明確化。また、同一敷地内又は隣接地に大学と短期大学、高等専門学校又は専門学校等を置いている場合に、それぞれの学校等の基準校舎面積を合算した面積を全体として有していれば、教育研究に支障がない限度において共用を認めることとした
- 大学新設に係る申請における「教員個人調書」等の提出期限を申請書と同時（3月末）に
- 認可申請書における教員の情報として開設後の大学以外での職務の状況を追加
- 校地校舎等の図面を抜刷の添付書類として追加
- 真正な学位と紛らわしい学位及びそれに付随する業績について、申請書に記載しないようにするとともに、外国の学位を有する教員がいる場合、申請者が政府機関等に当該大学が正規の大学であることを確認することとした
- 届出設置された学部等のアフターケアを試行実施

【平成20年度】

- 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」（平成20年度改訂版）において、より緻密な審査が可能となるよう、
 - ・専任教員の申請大学における勤務日数の明記
 - ・専任教員予定者の印鑑証明等の提出
 - ・校地校舎等の図面において、専用・共用の別を明示
 - ・研究指導科目について教員ごとの内容の記載等、新たに求めることとした
- 大学院の設置認可申請書において、シラバスの添付を求め内容を確認

【平成21年度】

- 早期判定（不可）の仕組みの導入（過度に準備不足な設置認可申請については、改めて十分な準備することを求めることとした。）
- 大学の設置認可の際における情報公開の対象の拡大（基本計画書、学則等）
- 届出設置された学部等のアフターケアを本格実施。

大学の設置認可・届出の総件数

- 届出制の導入後、総件数は増加したが、最近3年間は減少傾向。
(例年300件前後→17年度392件, 18年度482件, 19年度353件, 20年度345件, 21年度313件)
- 組織改編全体の過半を届出設置が占める。
(17年度67.6%, 18年度73.9%, 19年度68.8%, 20年度74.8%, 21年度75.1%)

平成15年4月から設置届出制を導入

設置認可・届出の総件数の推移

開設年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
認可	277	196	127	126	110	87	78	
届出	1	276	265	356	243	258	235	
設置認可・届出総数	278	472	392	482	353	345	313	
総数の 事項別内訳	大学・短大	155 (1)	249 (194)	213 (165)	315 (260)	224 (175)	218 (174)	196 (146)
	大学院	123 -	223 (82)	179 (100)	167 (96)	129 (68)	127 (84)	124 (89)
	公立	7 (1)	6 (1)	12 (5)	21 (18)	15 (14)	19 (18)	10 (7)
	大学・短大	24 -	26 (11)	15 (5)	26 (19)	15 (6)	22 (13)	22 (13)
	大学院	31 (1)	32 (12)	27 (10)	47 (37)	30 (20)	41 (31)	32 (20)
	小計	7 (1)	6 (1)	12 (5)	21 (18)	15 (14)	19 (18)	10 (7)
私立	大学・短大	148 -	243 (193)	201 (160)	294 (242)	209 (161)	199 (156)	179 (139)
	大学院	99 -	197 (71)	164 (95)	141 (77)	114 (62)	105 (71)	102 (76)
	小計	247 -	440 (264)	365 (255)	435 (319)	323 (223)	304 (227)	281 (215)

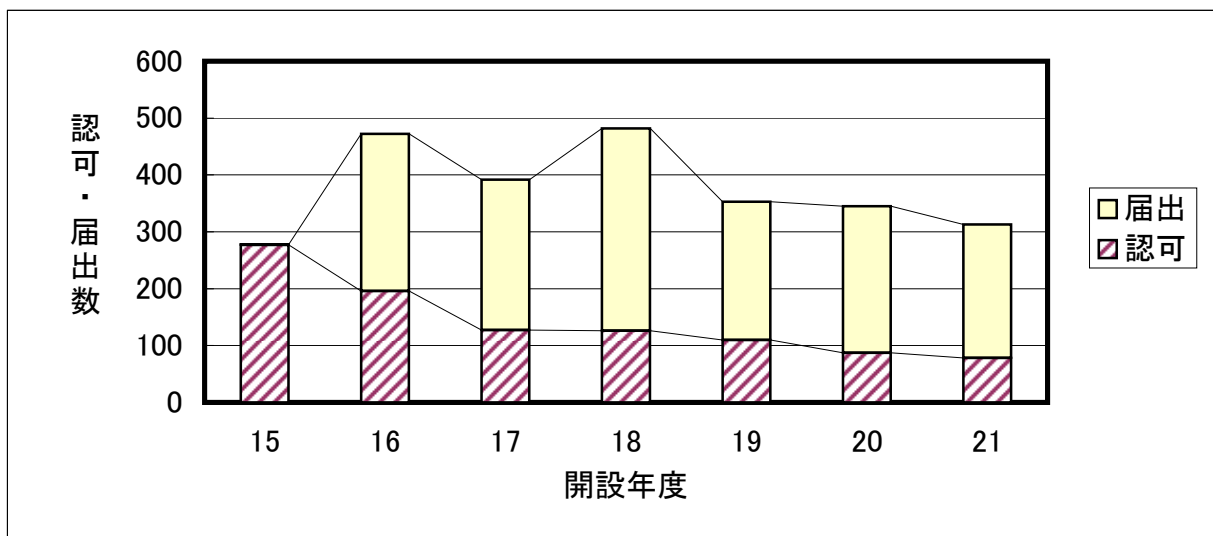
法科大学院の認可が集中
公立：2 私立：4 6

薬学関係学科の届出が集中
公立：6 私立：6 2

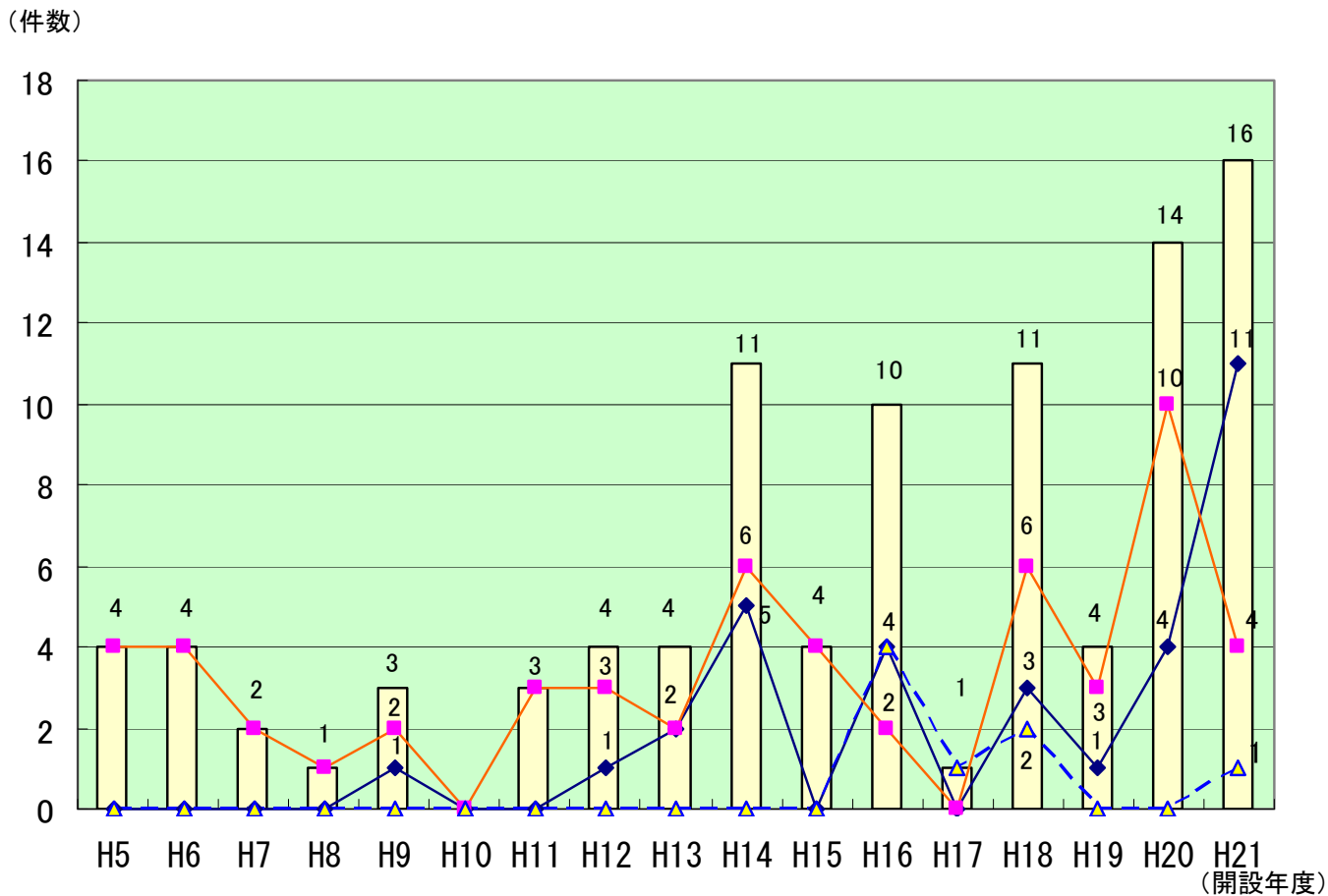
(注1) 件数は、設置組織数ベース。

(注2) 事項別内訳の括弧内は、届出による内数。

(注3) 平成18年度開設の薬学関係学科については、形式的な組織改編を伴わない修業年限変更も含む。



過去「不認可」「取下げ」「保留」となった 公私立大学等の件数の推移



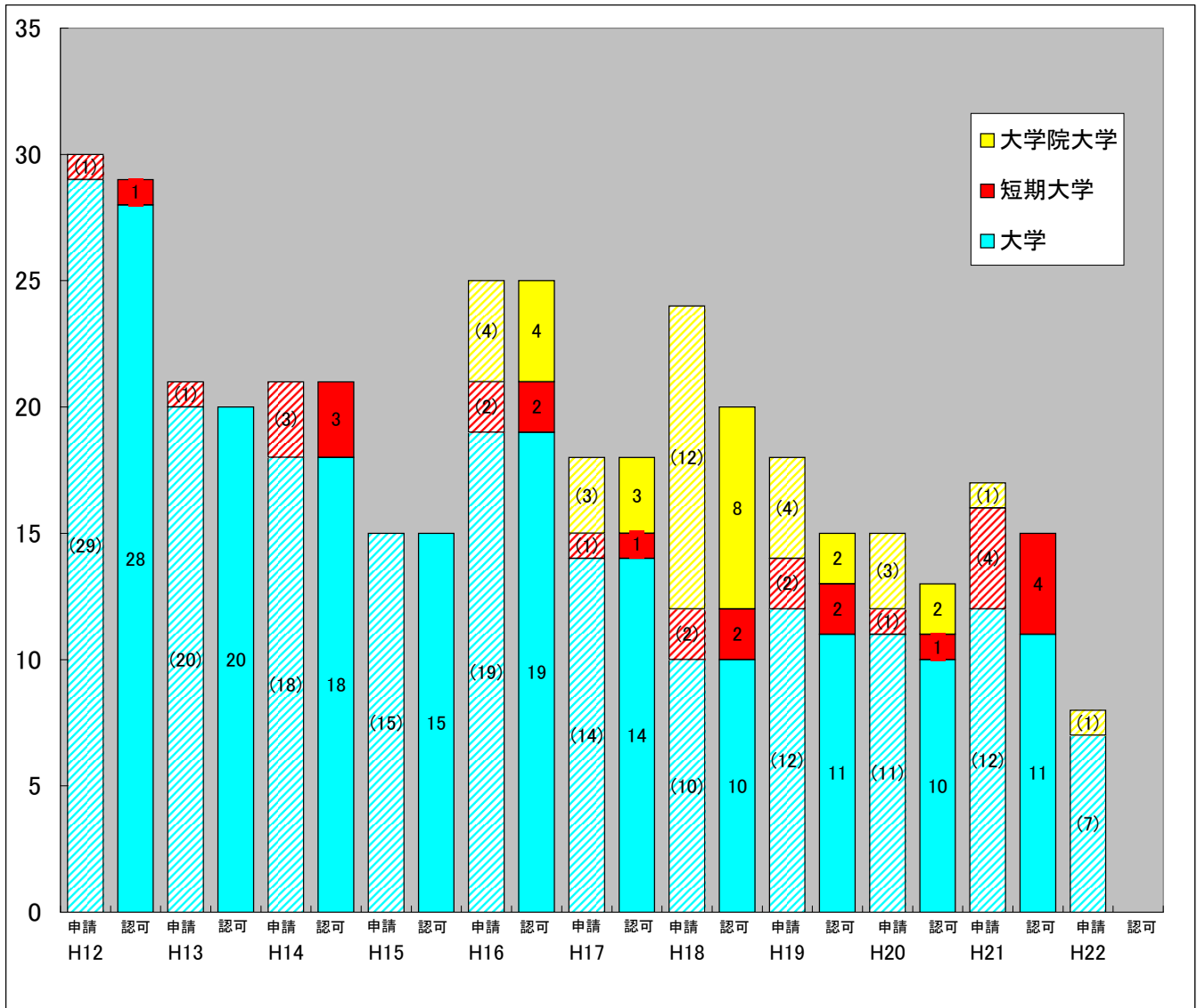
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
保留	0	0	0	0	1	0	0	1	2	5	0	4	0	3	1	4	11
取下げ	4	4	2	1	2	0	3	3	2	6	4	2	0	6	3	10	4
不認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1
計	4	4	2	1	3	0	3	4	4	11	4	10	1	11	4	14	16

※申請区分(大学、学部、学科等)別件数

※平成16年の不認可4件は法科大学院

※「保留」とは、通常の第二次審査終了時に特定の是正意見が残るなど不十分な点があったため、同年度内で審査を継続したもの。(その後取下げがあったり、不認可となった案件も含む。)

公私立大学新設の申請・認可状況(過去10年間)



区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
大学	(29) 28	(20) 20	(18) 18	(15) 15	(19) 19	(14) 14	(10) 10	(12) 11	(11) 10	(12) 11	(7)
短期大学	(1) 1	(1) 0	(3) 3	(0) 0	(2) 2	(1) 1	(2) 2	(2) 2	(1) 1	(4) 4	(0)
大学院大学	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(4) 4	(3) 3	(12) 8	(4) 2	(3) 2	(1) 0	(1)
計	(30) 29	(21) 20	(21) 21	(15) 15	(25) 25	(18) 18	(24) 20	(18) 15	(15) 13	(17) 15	(8)

※()は申請大学数

大学院大学一覧

平成21年4月現在

	大 学 名	入学定員（総数）	開設年度	備 考	
1	国 立	総合研究大学院大学	平成元年度	平成18年4月より31名定員減	
2		北陸先端科学技術大学院大学	平成4年度		
3		奈良先端科学技術大学院大学	平成5年度		
4		政策研究大学院大学	平成12年度		
小 計		1 1 2 6			
1	公 立	情報科学芸術大学院大学	平成13年度		
2		産業科学大学院大学	平成18年度	専門職	
小 計					
1	私 立	国際大学	昭和58年度		
2		国際仏教学大学院大学	平成8年度		
3		桐朋学園大学院大学	平成11年度		
4		大宮法科大学院大学	平成16年度	専門職	
5		情報セキュリティ大学院大学(M)	平成16年度		
6		京都情報大学院大学	平成16年度	専門職	
7		神戸情報大学院大学	平成17年度	専門職	
8		光産業創成大学院大学	平成17年度		
9		ビジネス・ブレークスルー大学院大学	平成17年度	専門職	
10		映画専門大学院大学	平成18年度	専門職	
11		グロービス経営大学院大学	平成18年度	専門職	
12		日本教育大学院大学	平成18年度	専門職	
13		文化ファッション大学院大学	平成18年度	専門職	
14		事業創造大学院大学	平成18年度	専門職	
15		LCA 大学院大学	平成18年度	専門職 平成21年度より募集停止	
16		大原大学院大学	平成18年度	専門職	
再掲		情報セキュリティ大学院大学(D)	8	平成18年度	
17		日本伝統医療科学大学院大学	10	平成19年度	平成21年度より募集停止
18		新潟リハビリテーション大学院大学	24	平成19年度	
19		ハリウッド大学院大学	20	平成20年度	専門職
20	SBI 大学院大学	80	平成20年度	専門職	
小 計		1 1 9 7			
総 計		2 3 9 3			

株式会社の設置する大学一覧

(株)東京リーガルマインド

[LEC東京リーガルマインド大学](4年制大学(通学・通信制)+専門職大学院)

○総合キャリア学部 総合キャリア学科(4年制大学)

<通学制>

開設年度：平成16年度

入学定員：160人(3年次編入30人) / 収容定員：700人

キャンパス：千代田区、大阪市(平成21年度より学生募集停止)

<通信制>

開設年度：平成17年度

入学定員：100人(3年次編入25人) / 収容定員：450人

キャンパス：札幌市、千葉市、横浜市、宇都宮市、静岡市、神戸市、
岡山市、広島市、松山市、福岡市、北九州市

※ すべてのキャンパスで学生募集停止

○高度専門職研究科 会計専門職専攻(専門職大学院)

開設年度：平成17年度

入学定員：60人 / 収容定員：120人

キャンパス：千代田区

デジタルハリウッド(株)

[デジタルハリウッド大学](4年制大学+専門職大学院)

○デジタルコミュニケーション学部 デジタルコンテンツ学科(4年制大学)

開設年度：平成17年度

入学定員：250人 / 収容定員：1000人

キャンパス：千代田区、八王子市

○デジタルコンテンツ研究科 デジタルコンテンツ専攻(専門職大学院)

開設年度：平成16年度

入学定員：80人(東京60人、大阪20人) / 収容定員：160人

キャンパス：千代田区、大阪市

(株)ビジネス・ブレイクスルー

[ビジネス・ブレイクスルー大学院大学](専門職大学院／通信制)

- 経営学研究科 経営管理専攻
開設年度：平成17年度
入学定員：200人／収容定員：400人
キャンパス：千代田区

- 経営学研究科 グローバリゼーション専攻
開設年度：平成20年度
入学定員：80人／収容定員：160人
キャンパス：千代田区

(株)栄光

[日本教育大学院大学](専門職大学院)

- 学校教育研究科 学校教育専攻
開設年度：平成18年度
入学定員：80人／収容定員：160人
キャンパス：千代田区

(株)LCA-I

(平成21年度より学生募集停止)

[LCA大学院大学](専門職大学院)

- 企業経営研究科 企業経営専攻(専門職大学院)
開設年度：平成18年度
入学定員：70人／収容定員：140人
キャンパス：大阪市

(株)日本サイバー教育研究所

[サイバー大学](4年制大学(通信制))

- IT総合学部 IT総合学科
開設年度：平成19年度
入学定員：600人(3年次編入50人)／収容定員2500人
- 世界遺産学部 世界遺産学科
開設年度：平成19年度
入学定員：600人(3年次編入50人)／収容定員2500人

平成21年度専門職大学院一覧

【ビジネス・MOT】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
国立	小樽商科大学大学院	商学研究科	アントレプレナーシップ専攻	35	北海道	16年度
国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科	国際経営プロフェッショナル専攻	30	東京都	17年度
国立	一橋大学大学院	国際企業戦略研究科	経営・金融専攻	99	東京都	15年度
国立	東京農工大学大学院	技術経営研究科	技術リスクマネジメント専攻	40	東京都	17年度
国立	東京工業大学大学院	イノベーションマネジメント研究科	技術経営専攻	30	東京都	17年度
国立	新潟大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	20	新潟県	18年度
国立	長岡技術科学大学大学院	技術経営研究科	システム安全専攻	15	新潟県	18年度
国立	京都大学大学院	経営管理教育部	経営管理専攻	75	京都府	18年度
国立	神戸大学大学院	経営学研究科	現代経営学専攻	69	兵庫県	15年度
国立	山口大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	15	山口県	17年度
国立	香川大学大学院	地域マネジメント研究科	地域マネジメント専攻	30	香川県	16年度
国立	九州大学大学院	経済学府	産業マネジメント専攻	45	福岡県	15年度
小計:国立12大学 12専攻				503		
公立	北九州市立大学大学院	マネジメント研究科	マネジメント専攻	30	福岡県	19年度
小計:公立1大学 1専攻				30		
私立	青山学院大学大学院	国際マネジメント研究科	国際マネジメント専攻	100	東京都	15年度
私立	芝浦工業大学大学院	工学マネジメント研究科	工学マネジメント専攻	28	東京都	15年度
私立	早稲田大学大学院	商学研究科	ビジネス専攻	195	東京都	19年度
私立	早稲田大学大学院	ファイナンス研究科	ファイナンス専攻	150	東京都	16年度
私立	中央大学大学院	戦略経営研究科	戦略経営専攻	80	東京都	20年度
私立	東京理科大学大学院	総合科学技術経営研究科	総合科学技術経営専攻	50	東京都	16年度
私立	法政大学大学院	イノベーション・マネジメント研究科	イノベーション・マネジメント専攻	60	東京都	16年度
私立	明治大学大学院	グローバル・ビジネス研究科	グローバル・ビジネス専攻	80	東京都	16年度
私立	日本工業大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	30	東京都	17年度
私立	グロービス経営大学院大学	経営研究科	経営専攻	180	東京都	18年度
私立	SBI大学院大学	経営管理研究科	アントレプレナー専攻	80	神奈川県	20年度
私立	事業創造大学院大学	事業創造研究科	事業創造専攻	80	新潟県	18年度
私立	南山大学大学院	ビジネス研究科	ビジネス専攻	50	愛知県	18年度
私立	同志社大学大学院	ビジネス研究科	ビジネス専攻	70	京都府	16年度
私立	立命館大学大学院	経営管理研究科	経営管理専攻	100	京都府	18年度
私立	関西学院大学大学院	経営戦略研究科	経営戦略専攻	100	大阪府	17年度
小計:私立15大学 16専攻				1,433		
株立	ビジネス・ブレークスルー大学院大学	経営学研究科	経営管理専攻 グローバルイノベーション専攻	120 80	東京都	17年度 20年度
株立	LCA大学院大学	企業経営研究科	企業経営専攻	-	大阪府	18年度
小計:株式会社立2大学 3専攻				200		
合計:30大学 32専攻				2,166		

【会計】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
国立	北海道大学大学院	経済学研究科	会計情報専攻	20	北海道	17年度
国立	東北大学大学院	経済学研究科	会計専門職専攻	40	宮城県	17年度
小計:国立2大学 2専攻				60		
公立	兵庫県立大学大学院	会計研究科	会計専門職専攻	40	兵庫県	19年度
小計:公立1大学 1専攻				40		
私立	千葉商科大学大学院	会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻	70	千葉県	17年度
私立	青山学院大学大学院	会計プロフェッション研究科	会計プロフェッション専攻	80	東京都	17年度
私立	早稲田大学大学院	会計研究科	会計専攻	100	東京都	17年度
私立	中央大学大学院	国際会計研究科	国際会計専攻	100	東京都	15年度
私立	法政大学大学院	イノベーション・マネジメント研究科	アカウントティング専攻	50	東京都	17年度
私立	明治大学大学院	会計専門職研究科	会計専門職専攻	80	東京都	17年度
私立	大原大学院大学	会計研究科	会計監査専攻	30	東京都	18年度
私立	愛知大学大学院	会計研究科	会計専攻	35	愛知県	18年度
私立	愛知淑徳大学大学院	ビジネス研究科	会計専門職専攻	30	愛知県	19年度
私立	関西大学大学院	会計研究科	会計士養成専攻	70	大阪府	18年度
私立	関西学院大学大学院	経営戦略研究科	会計専門職専攻	100	兵庫県	17年度
私立	甲南大学大学院	ビジネス研究科	会計専攻	30	兵庫県	18年度
私立	熊本学園大学大学院	会計専門職研究科	アカウントティング専攻	30	熊本県	21年度
小計:私立13大学 13専攻				805		
株立	LEC東京リーガルマインド大学大学院	高度専門職研究科	会計専門職専攻	60	東京都	17年度
小計:株式会社立1大学 1専攻				60		
合計:17大学 17専攻				965		

【公共政策】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
国立	北海道大学大学院	公共政策学教育部	公共政策学専攻	30	北海道	17年度
国立	東北大学大学院	法学研究科	公共法政策専攻	30	宮城県	16年度
国立	一橋大学大学院	国際・公共政策教育部	国際・公共政策専攻	55	東京都	17年度
国立	東京大学大学院	公共政策学教育部	公共政策学専攻	100	東京都	16年度
国立	京都大学大学院	公共政策教育部	公共政策専攻	40	京都府	18年度
小計:国立5大学 5専攻				255		
私立	早稲田大学大学院	公共経営研究科	公共経営学専攻	50	東京都	15年度
私立	明治大学大学院	ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	50	東京都	19年度
私立	徳島文理大学大学院	総合政策研究科	地域公共政策専攻	10	徳島県	16年度
小計:私立3大学 3専攻				110		
合計:8大学 8専攻				365		

【公衆衛生等】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
国立	東京大学大学院	医学系研究科	公共健康医学専攻	30	東京都	19年度
国立	京都大学大学院	医学研究科	社会健康医学系専攻	30	京都府	15年度
国立	九州大学大学院	医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	福岡県	15年度
小計:国立3大学 3専攻				80		
合計:3大学 3専攻				80		

【知的財産】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
私立	東京理科大学大学院	総合科学技術経営研究科	知的財産戦略専攻	80	東京都	17年度
私立	大阪工業大学大学院	知的財産研究科	知的財産専攻	30	大阪府	17年度
小計:私立2大学 2専攻				110		
合計:2大学 2専攻				110		

【臨床心理】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
国立	九州大学大学院	人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	福岡県	17年度
国立	鹿児島大学大学院	臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	15	鹿児島県	19年度
小計:国立2大学 2専攻				45		
私立	関西大学大学院	心理学研究科	心理臨床学専攻	30	大阪府	21年度
私立	帝塚山学院大学大学院	人間科学研究科	臨床心理学専攻	20	大阪府	19年度
私立	広島国際大学大学院	総合人間科学研究科	実践臨床心理学専攻	20	広島県	19年度
小計:私立3大学 3専攻				70		
合計:5大学 5専攻				115		

【その他】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
国立	東京大学大学院	工学系研究科	原子力専攻	15	茨城県	17年度
小計:国立1大学 1専攻				15		
公立	産業技術大学院大学	産業技術研究科	情報アーキテクチャ専攻 創造技術専攻	50 50	東京都 東京都	18年度 20年度
公立	国際教養大学大学院	グローバル・コミュニケーション実践研究科	グローバル・コミュニケーション実践専攻	30	秋田県	20年度
公立	兵庫県立大学大学院	緑環境景観マネジメント研究科	緑環境景観マネジメント専攻	20	兵庫県	21年度
小計:公立3大学 4専攻				150		
私立	天使大学大学院	助産研究科	助産専攻	40	北海道	16年度
私立	東海大学大学院	組込み技術研究科	組込み技術専攻	30	東京都	19年度
私立	映画専門大学院大学	映画プロデュース研究科	映画プロデュース専攻	80	東京都	18年度
私立	日本社会事業大学大学院	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント専攻	80	東京都	16年度
私立	文化ファッション大学院大学	ファッションビジネス研究科	ファッションクリエイション専攻	50	東京都	18年度
			ファッションマネジメント専攻	30	東京都	18年度
私立	ハリウッド大学院大学	ビューティビジネス研究科	ビューティビジネス専攻	20	東京都	20年度
私立	京都情報大学院大学	応用情報技術研究科	ウェブビジネス技術専攻	80	京都府	16年度
私立	宝塚造形芸術大学大学院	デザイン経営研究科	デザイン経営専攻	20	大阪府	16年度
私立	神戸情報大学院大学	情報技術研究科	情報システム専攻	30	兵庫県	17年度
小計:私立9大学 10専攻				460		
株立	日本教育大学院大学	学校教育研究科	学校教育専攻	80	東京都	18年度
株立	デジタルハリウッド大学大学院	デジタルコンテンツ研究科	デジタルコンテンツ専攻	80	東京都	16年度
小計:株式会社立2大学 2専攻				160		
計:15大学 17専攻				785		
合計:60大学 84専攻				4,586		

【法科大学院】 学位名称:法務博士(専門職)

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
国立	北海道大学大学院	法学研究科	法律実務専攻	100	北海道	16年度
国立	東北大学大学院	法学研究科	総合法制専攻	100	宮城県	16年度
国立	千葉大学大学院	専門法務研究科	法務専攻	50	千葉県	16年度
国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科	法曹専攻	40	東京都	17年度
国立	東京大学大学院	法学政治学研究科	法曹養成専攻	300	東京都	16年度
国立	一橋大学大学院	法学研究科	法務専攻	100	東京都	16年度
国立	横浜国立大学大学院	国際社会科学部研究科	法曹実務専攻	50	神奈川県	16年度
国立	新潟大学大学院	実務法学研究科	実務法学専攻	60	新潟県	16年度
国立	信州大学大学院	法曹法務研究科	法曹法務専攻	40	長野県	17年度
国立	静岡大学大学院	法務研究科	法務専攻	30	静岡県	17年度
国立	金沢大学大学院	法務研究科	法務専攻	40	石川県	16年度
国立	名古屋大学大学院	法学研究科	実務法曹養成専攻	80	愛知県	16年度
国立	京都大学大学院	法学研究科	法曹養成専攻	200	京都府	16年度
国立	大阪大学大学院	高等司法研究科	法務専攻	100	大阪府	16年度
国立	神戸大学大学院	法学研究科	実務法律専攻	100	兵庫県	16年度
国立	島根大学大学院	法務研究科	法曹養成専攻	30	島根県	16年度
国立	岡山大学大学院	法務研究科	法務専攻	60	岡山県	16年度
国立	広島大学大学院	法務研究科	法務専攻	60	広島県	16年度
国立	香川大学大学院	香川大学・愛媛大学連合法務研究科	法務専攻	30	香川県	16年度
国立	九州大学大学院	法務学府	実務法学専攻	100	福岡県	16年度
国立	熊本大学大学院	法曹養成研究科	法曹養成専攻	30	熊本県	16年度
国立	鹿児島大学大学院	司法政策研究科	法曹実務専攻	30	鹿児島県	16年度
国立	琉球大学大学院	法務研究科	法務専攻	30	沖縄県	16年度
小計:国立23大学 23専攻				1,760		
公立	首都大学東京大学院	社会科学部研究科	法曹養成専攻	65	東京都	16年度
公立	大阪市立大学大学院	法学研究科	法曹養成専攻	75	大阪府	16年度
小計:公立2大学 2専攻				140		
私立	北海学園大学大学院	法務研究科	法務専攻	30	北海道	17年度
私立	東北学院大学大学院	法務研究科	法実務専攻	50	宮城県	16年度
私立	白鷲大学大学院	法務研究科	法務専攻	30	栃木県	16年度
私立	大宮法科大学院大学	法務研究科	法務専攻	100	埼玉県	16年度
私立	獨協大学大学院	法務研究科	法曹実務専攻	50	埼玉県	16年度
私立	駿河台大学大学院	法務研究科	法曹実務専攻	60	東京都	16年度
私立	青山学院大学大学院	法務研究科	法務専攻	60	東京都	16年度
私立	学習院大学大学院	法務研究科	法務専攻	65	東京都	16年度
私立	慶應義塾大学大学院	法務研究科	法務専攻	260	東京都	16年度
私立	國學院大学大学院	法務研究科	法務職専攻	50	東京都	16年度
私立	駒澤大学大学院	法曹養成研究科	法曹養成専攻	50	東京都	16年度
私立	上智大学大学院	法学研究科	法曹養成専攻	100	東京都	16年度
私立	成蹊大学大学院	法務研究科	法務専攻	50	東京都	16年度
私立	専修大学大学院	法務研究科	法務専攻	60	東京都	16年度
私立	創価大学大学院	法務研究科	法務専攻	50	東京都	16年度
私立	大東文化大学大学院	法務研究科	法務専攻	50	東京都	16年度
私立	中央大学大学院	法務研究科	法務専攻	300	東京都	16年度
私立	東海大学大学院	実務法学研究科	実務法律学専攻	50	東京都	16年度
私立	東洋大学大学院	法務研究科	法務専攻	50	東京都	16年度
私立	日本大学大学院	法務研究科	法務専攻	100	東京都	16年度
私立	法政大学大学院	法務研究科	法務専攻	100	東京都	16年度
私立	明治大学大学院	法務研究科	法務専攻	200	東京都	16年度
私立	明治学院大学大学院	法務職研究科	法務専攻	80	東京都	16年度
私立	立教大学大学院	法務研究科	法務専攻	70	東京都	16年度
私立	早稲田大学大学院	法務研究科	法務専攻	300	東京都	16年度
私立	神奈川大学大学院	法務研究科	法務専攻	50	神奈川県	16年度
私立	関東学院大学大学院	法務研究科	実務法学専攻	30	神奈川県	16年度
私立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科	法務専攻	70	神奈川県	16年度
私立	山梨学院大学大学院	法務研究科	法務専攻	40	山梨県	16年度
私立	愛知大学大学院	法務研究科	法務専攻	40	愛知県	16年度
私立	愛知学院大学大学院	法務研究科	法務専攻	35	愛知県	17年度
私立	中京大学大学院	法務研究科	法務専攻	30	愛知県	16年度
私立	南山大学大学院	法務研究科	法務専攻	50	愛知県	16年度
私立	名城大学大学院	法務研究科	法務専攻	50	愛知県	16年度
私立	京都産業大学大学院	法務研究科	法務専攻	60	京都府	16年度
私立	同志社大学大学院	司法研究科	法務専攻	150	京都府	16年度
私立	立命館大学大学院	法務研究科	法曹養成専攻	150	京都府	16年度
私立	龍谷大学大学院	法務研究科	法務専攻	60	京都府	17年度

(法科大学院) 学位名称:法務博士(専門職)

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
私立	大阪学院大学大学院	法務研究科	法務専攻	50	大阪府	16年度
私立	関西大学大学院	法務研究科	法曹養成専攻	130	大阪府	16年度
私立	近畿大学大学院	法務研究科	法務専攻	60	大阪府	16年度
私立	関西学院大学大学院	司法研究科	法務専攻	125	兵庫県	16年度
私立	甲南大学大学院	法学研究科	法務専攻	60	兵庫県	16年度
私立	神戸学院大学大学院	実務法学研究科	実務法学専攻	60	兵庫県	16年度
私立	姫路獨協大学大学院	法務研究科	法務専攻	30	兵庫県	16年度
私立	広島修道大学大学院	法務研究科	法務専攻	50	広島県	16年度
私立	久留米大学大学院	法務研究科	法務専攻	40	福岡県	16年度
私立	西南学院大学大学院	法務研究科	法曹養成専攻	50	福岡県	16年度
私立	福岡大学大学院	法曹実務研究科	法務専攻	30	福岡県	16年度
小計:私立49大学 49専攻				3,865		

法科大学院合計:74大学 74専攻 5,765

【教職大学院】 学位名称:教職修士(専門職)

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置	開設年度
国立	北海道教育大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	45	北海道	20年度
国立	宮城教育大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	32	宮城県	20年度
国立	山形大学大学院	教育実践研究科	教職実践専攻	20	山形県	21年度
国立	群馬大学大学院	教育学研究科	教職リーダー専攻	16	群馬県	20年度
国立	東京学芸大学大学院	教育学研究科	教育実践創成専攻	30	東京都	20年度
国立	上越教育大学大学院	学校教育研究科	教育実践高度化専攻	50	新潟県	20年度
国立	福井大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	30	福井県	20年度
国立	岐阜大学大学院	教育学研究科	教職実践開発専攻	20	岐阜県	20年度
国立	静岡大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	20	静岡県	21年度
国立	愛知教育大学大学院	教育実践研究科	教職実践専攻	50	愛知県	20年度
国立	京都教育大学大学院	連合教職実践研究科	教職実践専攻	60	京都府	20年度
国立	兵庫教育大学大学院	学校教育研究科	教育実践高度化専攻	100	兵庫県	20年度
国立	奈良教育大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	20	奈良県	20年度
国立	岡山大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	20	岡山県	20年度
国立	鳴門教育大学大学院	学校教育研究科	高度学校教育実践専攻	50	徳島県	20年度
国立	福岡教育大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	20	福岡県	21年度
国立	長崎大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	20	長崎県	20年度
国立	宮崎大学大学院	教育学研究科	教職実践開発専攻	28	宮崎県	20年度
小計:国立18大学 18専攻				631		
私立	聖徳大学大学院	教職研究科	教職実践専攻	30	千葉県	21年度
私立	創価大学大学院	教職研究科	教職専攻	25	東京都	20年度
私立	玉川大学大学院	教育学研究科	教職専攻	20	東京都	20年度
私立	帝京大学大学院	教職研究科	教職実践専攻	30	東京都	21年度
私立	早稲田大学大学院	教職研究科	高度教職実践専攻	70	東京都	20年度
私立	常葉学園大学大学院	初等教育高度実践研究科	初等教育高度実践専攻	20	静岡県	20年度
小計:私立6大学 6専攻				195		

教職大学院合計:24大学 24専攻 826

全分野総計:129大学 182専攻 11,177

学士課程教育の構築に向けて（答申）

（平成20年12月24日 中央教育審議会）

第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

1 設置認可・届出制度

(1) 現状と課題

(ア) 平成15年の学校教育法改正により、「事前規制から事後チェックへ」という考え方の下、設置認可の弾力化（認可事項の縮減と、審査を要しない届出制の導入）、審査基準の大幅な簡素化・準則化が図られた。

(イ) この結果、大学の新規参入や組織改編が大きく促進されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も生じている。

例えば、頻繁な改組や設置計画の変更によって、真に学生が体系的に学び、学習成果を達成できるのかどうか危ぶまれる事例が生じてきていること、既に指摘したとおり、学部・学科等の組織の名称、学位に付記する専攻分野の名称が、ますます多様化していることなどが挙げられる。
届出制度の導入により、組織改編にかかわる国の関与が大きく縮減した半面、学位プログラムの在り方に関しては、大学の自律的な質保証が一層強く要請されるようになっている。

(ウ) さらに、構造改革特区制度により、株式会社の学校経営参入が特例として認められたが、上記のような設置認可制度の弾力化や審査基準の簡素化もあいまって、最近の新設大学の中からは、専任教員や実務家教員などの教員組織、教育課程、施設・設備などの各般にわたり、大学教育の在り方として疑義が呈される事案が発生している。資格試験予備校と内実が変わらない大学の実態が明らかとなり、認可の在り方に対する厳しい社会的な批判が生じたことも看過できない。

単に認可要件を緩和して大学の新規参入を促進するのみでは、学位の水準の維持・向上につながらないという点を、教訓として十分に認識する必要がある。これらの課題については、大学設置・学校法人審議会から、大学設置基準等の見直しを求めた課題提起がなされているところであり、これを重く受け止めなければならない（参考資料8）。

(2) 改革の方向

(ア) こうした状況を踏まえると、新たな教育基本法の成立を契機として、改めて大学として最低限備えるべき要件を明確化し、我が国の大学が国内外からの信頼を失わないようにする必要がある。

いかに個性化・特色化が進み、多様な機能別に分化していくとしても、大学は、教育基本法が謳うように、教育と研究等を基本的な役割として担い、その自主性・自律性が尊重されるなど、社会的に特別な地位を占めている。教員組織等の在り方は、そうした大学の本質が反映したものでなければならない。

国際的にも、ディグリー・ミルの問題への対応が求められており、そのような意味でも、大学の要件を明確に示し、厳格化すべきものは厳格化するなど、設置認可制度や評価制度等を的確に運用することが求められる。

(イ) なお、一部には、学位の授与権を大学以外の機関に拡大すべきとする意見もある。

しかし、学位とは、学問の自由を享受する自治的・自律的な団体である大学が、その責任において授与するものであることが、単なる能力証明との本質的な相違である。これは国際的にも定着した考え方であり、前述のような意見は当を得ない。

学位の水準は、学位授与機関である大学の質の維持・向上によって確保されるものであり、それが我が国の急務である。

我が国の高等教育の将来像（答申）

（平成17年1月28日 中央教育審議会）

第2章 新時代における高等教育の全体像

4 高等教育の質の保証

(1)保証されるべき「高等教育の質」

- 高等教育の質に着目する場合、事前評価としての行政による設置認可と事後評価としての評価機関による第三者評価を言わば両輪とした、質の保証が必要である。
- 高等教育の質の保証の一環としての事前・事後の評価の関係については、双方の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。特に、一定の事前評価は必要であるとの観点から、設置認可制度について、我が国の高等教育の質の保証の仕組み全体の中での位置付けを一層明確化し、的確に運用すべきである。また、事後評価に関しては、認証機関による評価のシステムを速やかに整え、社会の負託に十分にこたえる効果的なものとなるよう発展・充実させていくべきである。
- (略)

(2)設置認可の重要性と的確な運用

(ア)設置認可の重要性

- 大学等の設置認可及びその審査の過程は、申請者と大学設置・学校法人審議会との「対話」を通じて、相応の時間をかけて、設置構想の実現可能性や信頼性を確保し、その内容を充実させる手続であり、高等教育の質を担保するための本来的な制度としての意義を有している。また、高等教育の質の保証は事後評価のみでは十分ではなく、事後評価までの情報の時間的懸隔に伴う大学等の選択のリスクを学習者の自己責任にのみ帰するのは適切でない。一部の外国に見られるような、学費の対価として安易に学位を取得させる非正統的な教育機関(いわゆる「ディグリー・ミル(またはディプロマ・ミル)」)の出現を抑止して学習者保護を図るための方策としても、一定の事前評価は必要である。
- (略)

(イ)設置認可の的確な運用

- 設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教員の質を審査することは極めて重要である。社会の需要に的確に対応した、大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教員の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識(第3章1(1)(ア)参照)との関連で十分に点検・確認される必要がある。実効性ある審査のためには、「専任教員」や「実務家教員」の意義や必要とされる資質・能力等について、さらに具体化・明確化する努力が必要である。また、大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能習得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。
- 現行の大学設置基準等の規定は定性的・抽象的なものが多く、設置審査の具体的な判断指針としては必ずしも有効に機能しにくい面がある。今後は、設置基準の性格を設置後の評価活動とも連携させたものとしてとらえ直していくとともに、時代の変化に常に対応した基準となるよう不断の見直しを行っていく必要がある。
- このような認識に立つとき、現行の設置基準や設置審査については、明確化すべき観点やルール化を図るべき事項が多くあると考えられる(第5章2(1)参照)。「大学の質」にかかわる要件を明確化することは、多様な主体が参入して健全な大学間競争を活発に行うための環境整備として欠かせないものとする。ただし、そうした要件をすべて法令等の形式に網羅的・具体的に表現することには困難な面もあり、今後、適切に対応していく必要がある。
- なお、規制改革の一環として、設置認可については届出制の導入等の大幅な弾力化が逐次進められており、大学等の参入や組織改編は大きく促進されている。少子化が進む中で大学数が大幅に増加している状況を見れば、少なくとも、設置認可制度が大きな「参入障壁」になっているとは言えない。今後は、これらの制度改正の効果等を十分に見極めつつ、教育の質の国際的通用性や学習者保護の観点を十分に踏まえ、拙速を避けながら適切に対応する必要がある。